

「国語研究等小委員会」における審議に関連する質問・意見
(尾崎委員提出資料)

2011年11月8日

文化審議会国語分科会
国語研究等小委員会
林 史典 主査国語研究等小委員会委員
尾崎 明人

去る10月31日開催の小委員会(第3回)の審議を踏まえ、(A) 審議の前提、(B) 質問事項及び (C) 日本語教育の体制に関する私見を以下の通り整理しました。今後の審議及び報告書取りまとめの際に参考にしていただきたくお願い申し上げます。

(A) 本小委員会の審議の前提について

第3回小委員会において審議の前提について意見が交わされました。これに関して意見を述べます。

前提1) 衆参両院の修正条項と付帯決議について

「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律」に付された修正条項と付帯決議は、衆参両院においてそれぞれ全会一致で可決されたものであり、その付帯決議の趣旨に沿う施策を推進することが国の責務であるとする。

衆議院で成立した本法律の附則と付帯決議には以下の文面がある。

国は、国立国語研究所において行われていた国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等(以下「国語に関する調査研究等」という。)の業務が、人間文化研究機構において引き続き維持され、及び充実されるよう、必要な措置を講じなければならない。(附則第十四条)

国は、国語に関する調査研究等の業務の重要性を踏まえ、当該業務の人間文化研究機構への移管後二年を目途として当該業務を担う組織及び当該業務の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(附則第十五条)

国立国語研究所が担ってきた国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育の調査研究の重要性に鑑み、学術研究の中核機関として共同研究の活性化を図るとともに、引き続き、国語政策への貢献と外国人に対する日本語教育の振興という観点からの基盤的な調査研究、必要な研究課題の設定・実施、その成果の活用が図られるよう努めること。さらに、将来的には国の機関とすることを含めて組織の在り方を抜本的に検討すること。(付帯決議四)

これらの条文と付帯決議は、大学共同利用機関である国立国語研究所に対して、学術研究の中核機関として共同研究を推進するだけでなく、以下の努力目標を設定するよう求めていると理解される。

(a) 国語政策に貢献すること

(b) 日本語教育のための基盤的な調査研究及び必要な研究課題を設定し実施すること

さらに、修正条項と付帯決議は、将来的には国立国語研究所を大学共同利用機関に設置することの是非について、国語政策、日本語教育政策の観点から抜本的に検討することを国に求めていると理解される。

このような修正条項と付帯決議がなされたのは、独立行政法人国立国語研究所の廃止によって国の国語政策、日本語教育政策に不都合が生じることを国会が懸念したためであると考えられる。

前提2) 検討の観点

9月30日開催の第1回小委員会(合同会議)において以下の検討の観点が事務局から提示され、この観点に沿って審議することが了解されている。

1. 国語に関する調査研究等の在り方について

(1) 国の政策の企画立案の観点から、国立国語研究所における国語に関する調査研究等の業務の成果が適切に活用されているか。

(2) 国や大学等の国立国語研究所以外の研究機関等も含め、全体として国語に関する調査研究等の業務が適切に実施されているか。

2. 当該業務を担う機関等の連携体制の在り方について

3. まとめ(今後講ずべき措置を含む)

上記の検討の観点は附則第14条、第15条、および付帯決議の趣旨に沿って設定されたものと理解される。すなわち、本小委員会の検討の観点は以下に集約される。

(1) 過去2年間の国語研の業務実績は国の政策立案に貢献するものであったか。

(2) 国として、国語政策、日本語教育政策を企画立案するために必要な調査研究等を行う方向に進んでいるか。

(3) 政策の立案と実施の観点から国全体の体制は整備されているか。今後、どのような仕組み・体制を作ればいいのか。

以上のことから、本小委員会では国語政策、日本語教育政策の観点から国立国語研究所の在り方及び調査研究体制の在り方全般について審議することになると理解するのが妥当

である。

B. 質問事項

B-1. 第3回小委員会での配布資料に関する質問事項

質問1) 資料1-1 (国語政策における活用)

資料1-1の「国語政策における活用」の欄は「活用することが可能となる」「活用が期待される」という表現が並んでいる。いかなる日本語研究も「活用の可能性」を否定することはできない。本小委員会で検討すべきは、実際にどのような調査研究が活用されたか、あるいは、活用を目的とする具体的な計画が既にあるかである。

その観点からは、文化庁の委嘱研究(危機的な状況にある言語・方言の実態に関する調査研究事業)及び国語分科会等で基礎資料として利用された調査結果、資料、データ等が直接利用される(された)実績と考えられる。それ以外に、過去2年間の国語研の実績で国語政策に直接活用された調査研究、あるいは具体的活用を目ざす研究計画はあるか。

質問2) 資料1-2 (日本語教育政策における活用)

資料1-2も「活用が期待される」「活用することが可能である」という表現が羅列されている。唯一「『生活者のための日本語教育』の内容に関する研究」の成果が国語分科会日本語教育小委員会で活用されたとの記述がある。この調査は実質的には旧国語研が2009年9月までにまとめたものだと考えられる。過去2年間の国語研の実績で日本語教育政策に直接活用された調査研究はあるか。

以上2つの質問は、大学共同利用機関として国語研が推進した過去2年間の業績が国の国語政策、日本語教育政策とどの程度関連しているかを明確にするための質問であって、国語研を批判するための質問ではない。

質問3) 資料2-1 (国語に関する政策課題に対応する調査研究等の実施状況)

- ・調査研究の推進主体を【文化庁】【国立国語研究所、大学等】【委託調査】の3つに分けているが、「国立国語研究所」を独立して扱わないのはなぜか。大学等における調査研究の実施状況はどのように調べたのか。
- ・文化庁は東日本大震災に関連した調査研究について検討している。国語研も「東日本大震災の被災地域における方言状況調査の進め方」について説明したとの報告がある(資料3)。具体的にはどのような調査研究が行われるのか。
- ・「政策に関する課題の検討」が行われているが、今後、どのような調査研究が必要になると考えているか。そのような調査研究はどのように実施するのか。

質問4) 資料2-2 (日本語教育に関する政策課題に対応する調査研究等の実施状況)

- ・「日本語教育実態調査」は日本語教育の基礎資料としてきわめて重要だが、さらによりよいものにするための改善計画はあるか。
- ・委託研究によって生み出された調査研究の成果はどのように評価、活用されているか。
- ・「調査研究『等』」ではなく、過去2年間に行われた「調査研究」は何か。

質問5) 資料3 (国語及び日本語教育政策への貢献について)

- ・国語研は、政策立案にも貢献しうる基礎的(学術)研究を行う努力をしている。その中で省庁からの委託事業は重要だと思われるが、国語研が委託事業を引き受けた際に、実際に調査研究に従事する国語研の教員のワークロードはどのように処理されるのか。その教員の国語研に対する貢献はどのように評価されるのか。
- ・科学技術・学術審議会学術分科会・学術の基本問題に関する特別委員会は、本年7月に「学術振興上の重要な取り組みについて(これまでの意見のまとめ)」を公表している。その中では学術研究の意義と社会的役割が重視され、「社会のための、社会の中の学術」という観点が明記されている。このような学術研究の大きな流れの中で国語研は、過去2年間の政策への貢献をどのように自己評価しているか。
- ・国の研究機関は、新しい理論や知識の創出を目ざす学術的な基礎研究だけでなく、社会が直面する課題の解決を目指す応用研究を行うことが求められる。国語研は、この2年間の国語研究所の研究状況を踏まえ、この2種類の研究についてどのように考えているか。

質問6) 資料4 (国語・日本語教育に関する調査研究等の推進体制)

資料4では調査研究の実施方法を以下の3つに分けている。

- ①政府自らの調査研究
- ②調査研究委託
- ③各機関・団体の調査研究の成果を国が活用

これについては以下の点を確認したい。

- ・国は、国語政策、日本語教育政策を進めるにあたって、どのような調査研究が必要だと認識しているか。それらの研究課題について優先順位はどのように考えているか。
- ・調査研究の委託先を競争入札によって選定する際にもっとも重視することは何か。また、その調査研究の結果を評価する仕組みはどうなっているか。
- ・単年度で実施される委託研究は多くの場合調査研究期間が短くなると思われる。契約から報告書提出まで通常どの程度の期間で調査研究が行われているか。
- ・単年度の委託研究では、中長期的な展望に立った大規模な調査研究は難しいのではないか。
- ・委託研究の成果を分析、活用するのは国だと考えられるが、そのような分析、評価の業務を遂行する体制はどのようになっているか。
- ・国は、大学等の機関・団体が行った調査研究の成果をどのように活用してきたか、また、活用するために国はどのようなことを行っているか。

B-2 定住外国人に対する地域日本語教育に関する質問

(1) 国立国語研究所に対する質問

質問7) 国語研では、「多文化共生社会における日本語教育研究」プロジェクトを推進している。このプロジェクトは多言語化が急速に進む日本社会の異文化コミュニケーション問題の解消に貢献する、価値ある学術研究であると評価できる。「社会における相互行為としての「評価」の研究」、「『生活者のための日本語』の内容に関する研究」、「日本

語の基本語彙に関する研究」など、多文化共生社会の実現に直接寄与することが期待される基礎的・学術的な研究をさらに拡大する計画はあるか。

質問 8) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育研究は、国語研の中期計画においてどのような位置づけで、どのような内容になっているか。

(2) 文化庁・文科省に対する質問

質問 9) 地域日本語教育の体制を整備するには、国としての明確な基本方針が求められるが、文化庁、文科省はどのように考えているか。

質問 10) 地域日本語教育に関する政策の企画立案には以下のような調査研究が必要だと考えられる。このような調査研究をどのように実施するか。

a) 永住・定住ビザ取得者のうち、日本語教育を必要としている者はどのくらいいるか。そのような外国人の日本語学習の実態はどうなっているか。

b) 仮に国際交流基金の JF スタンドアードを目安とした場合、A2 レベルに達しない外国人はどの程度いると推定されるか。

c) 日本語未習の外国人が A2 レベルに達するには、どの程度の学習時間が必要か。母語による違いがあると考えられるが、学習時間にどのような違いがあると推定されるか。

d) 日本語未習の外国人に、A2 レベルの日本語運用能力を習得してもらうには、どのようなシラバス、カリキュラムが有効か。

e) 日本語未習の外国人を A2 レベルに引き上げるためには、どのような日本語教育の体制が必要になるか。(場所、教師、教材、クラス規模、運営体制、予算など)

f) ある程度日本語が使える外国人はどのような日本語学習ニーズをもっているか。そのニーズを満たすために外国人は学習上どのような工夫をしているか。どのような学習支援を求めているか。

(その他にも調査・研究課題は多数考えられるだろう。)

質問 11) 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会が公表した「標準的なカリキュラム案」は一つの具体的な提案であり、文法重視の日本語教育とは明らかに異なる言語観、言語学習観に基づいている。このカリキュラム案を地域の日本語教室で実際に活用してもらう上で必要な調査・研究は行われているか。

B-3. 国内の日本語教育

(1) 文化庁・文科省に対する質問

質問 12) 多様な日本語教育が実施されているが、以下の日本語教育はどのように実施され、どのような成果を挙げているか。その成果はどのような方法で検証されているか。

a) EPA に基づき受け入れた看護師・介護福祉士に対する日本語教育

b) 定住日系人に対する就労支援研修の一環として行われている日本語教育

c) 不就学児童生徒のための「虹の架け橋」事業における日本語教育

および公教育における外国人児童生徒に対する日本語教育

d) 第3国定住難民に対する日本語教育

e) 技能実習生に対する日本語教育

f) 技術研修生に対する日本語教育

- g) ビジネスパーソンなどに対する日本語教育
- h) 留学生に対する日本語教育
- i) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育

質問 13) 上記のように多様な日本語学習者を対象として多様な機関・団体が日本語教育を実施しているが、機関・団体相互の情報交換、意見交換、共同研究等を行うための連携体制はほとんどできていないと思われる。現状はどうなっているか。連携体制を強化する計画はあるか。

(2) 国立国語研究所に対する質問

国語研は、社会貢献活動の一環として、日本語教育の推進を目ざす関係機関・団体の連絡協議会などに積極的に参加、協力する用意はあるか。

B-4. グローバルな日本語教育

(1) 政府に対する質問

質問 14) 海外で日本語を学んでから来日する外国人、日本から帰国した後も日本語学習を継続する外国人が増えていると思われる。このような国境をまたぐ日本語学習のグローバル化に対応するには、海外と国内の日本語教育機関の連携が求められるが、国は海外における日本語教育の支援策をどのように考えているか。

(2) 国立国語研究所に対する質問

質問 17) 日本語教育の質的向上を目ざす海外の取り組みを支援するため国際交流基金が日本語教育の各種リソースや教師研修の機会を提供している。これに加えて、海外の大学等における日本語教育研究を支援するための情報提供や研究者交流を促進することが重要である。国語研は、世界の日本語教育に関する学術研究を活性化する触媒の役割を担う用意があるか。

質問 18) 海外の日本語教育は多様である。それぞれの国・地域によって日本語教育の歴史、日本語教育の体制、学習者の層、言語・文化的背景などが異なる。しかし、日本語教育を行う以上は、シラバス、カリキュラム、日本語能力の測定と評価、教員養成、教育能力の測定と評価などは共通の課題として存在する。世界の日本語教育を発展させるには、このような共通の課題に取り組む研究機関と研究者を支援することが重要である。国語研はそのような支援者の役割を担う用意があるか。

C. 日本語教育の体制に関する私見

1) 本小委員会の検討の観点1の(2)「国や大学等の国立国語研究所以外の研究機関等も含め、全体として国語に関する調査研究等の業務が適切に実施されているか」について

- ・日本語教育に関する調査研究の現状を文化庁及び文科省はどのように評価しているか伺いたい。
- ・この検討の観点に関連するのは、配布資料2-1と2-2である。この資料から「業務が適切に実施されているか」どうかを判断することは難しい。なぜなら、いかなる調査研究が行われているか、具体的成果を挙げているか、今後いかなる調査研究が必要とされ

るかが十分に明示されていないからである。いずれにしても、全体としては日本語教育の政策立案に資する調査研究が十分に行われていると確認できる材料が不足している。

2) 本小委員会の検討観点2「当該業務を担う機関等の連携体制の在り方について」

- ・この問いについて文化庁及び文科省の見解を伺いたい。
- ・日本語教育に限って言えば、調査研究に携わる研究機関等の相互の連携はきわめて不十分である。

3) 日本語教育の基本政策の立案について

国は、国内及び海外で展開されている多様な日本語教育を俯瞰し、日本語教育政策に関して包括的な基本方針を定めることが肝要である。

その基本方針をもとに国の日本語教育政策の企画立案に必要な基盤となる情報を収集、分析し、必要な政策、施策について提言できる機関、施策の進捗状況とその成果を検証する機関が必要である。しかしながら、大学共同利用機関の一つに位置づけられた現国立国語研究所にその役割を期待することができない以上、その役割を果たすことを主目的とする新たな機関を設置しなければならない。

そのような機関を設置し、運営に必要な予算措置を行うには、根拠となる法律が不可欠である。将来的には、国の基本方針を基本法として定め、関連する法令を体系的に整備することが求められる。